



鳥取県公報

令和7年9月30日（火）
号外第92号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（38）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 5
	児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則 の一部を改正する規則（39）（家庭支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

公布された規則のあらまし

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法（以下「法」という。）、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
避難所の供与（1人1日当たり）				360円	350円
応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置（1戸当たり）				7,089,000円	6,883,000円
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）				1,390円	1,330円
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	20,300円	19,800円
			2人世帯	26,100円	25,400円
			3人世帯	38,700円	37,700円
			4人世帯	46,200円	45,000円
			5人世帯	58,500円	57,000円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	8,500円	8,300円
		冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	33,700円	32,800円
			2人世帯	43,500円	42,400円
			3人世帯	60,600円	59,000円
			4人世帯	70,900円	69,000円
	5人世帯		89,300円	87,000円	
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	12,300円	12,000円	
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	6,700円	6,500円
			2人世帯	8,900円	8,700円
3人世帯			13,400円	13,000円	
4人世帯			16,300円	15,900円	
5人世帯			20,500円	20,000円	
世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額			2,900円	2,800円	
冬季（10月1日から翌年3月31日まで）		1人世帯	10,700円	10,400円	
		2人世帯	14,000円	13,600円	
		3人世帯	19,900円	19,400円	
		4人世帯	23,600円	23,000円	
	5人世帯	29,800円	29,000円		
	世帯員数が6人以上1人を増すごと	3,900円	3,800円		

		に加算する額			
住宅の応急修理 (1世帯当たり)	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理			53,900円	51,500円
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	半壊又は半焼により被害を受けた世帯		739,000円	717,000円
		半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯		358,000円	348,000円
学用品の給与(1人当たり)	文房具及び通学用品費	小学校児童		5,500円	5,200円
		中学校生徒		5,800円	5,500円
		高等学校等生徒		6,300円	6,000円
埋葬(1体当たり)	大人			232,200円	226,100円
	小人			185,700円	180,800円
死体の処理(1体当たり)	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置			3,700円	3,600円
	死体の一時保存(既存建物を利用することが出来ない場合)			5,900円	5,700円
障害物の除去(1世帯当たり)				143,900円	140,000円

(2) 福祉サービスの提供に係る救助の程度、方法及び期間について、次のとおり定める。

ア 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対し、応急的に福祉サービスの提供を行う。

イ 福祉サービスの提供は、知事又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。

ウ 福祉サービスの提供は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握

(イ) 災害時要配慮者からの相談対応

(ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

(エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導

(オ) 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。)

エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、次のとおりとし、当該地域における通常の実費とする。

福祉サービスの提供の範囲	福祉サービスの提供のため支出できる費用
ウ(ア)から(エ)までに掲げる場合	消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費
ウ(オ)に掲げる場合	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費

オ 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 登録被災者援護協力団体が、知事の命令により救助に関する業務に協力した場合において実費弁償を受けるための実費弁償請求書の様式を定める。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布の日とする。

◇児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童虐待の防止等に関する法律(以下「法」という。)の規定により携帯等が義務付けられる児童の福祉に関する事務に従事する職員の身分を証明する証票の様式を定める。

2 規則の概要

(1) 立入調査等を行う者の身分を証明する証票の様式の対象に、法第8条の2第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員を加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(実費弁償の請求)</p> <p>第14条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、<u>それぞれ次の各号の定めるところにより作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>規則第5条第1項の規定による実費弁償請求書は、様式第10号によること。</u></p> <p>(2) <u>規則第5条第2項の規定による実費弁償請求書は、様式第10号の2によること。</u></p> <p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア・イ 略 ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。 (ア)～(カ) 略 エ <u>法第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。</u> オ・カ 略 (2) 応急仮設住宅 ア 略</p>	<p>(実費弁償の請求)</p> <p>第14条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、<u>様式第10号によらなければならない。</u></p> <p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア・イ 略 ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。 (ア)～(カ) 略 エ <u>福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。</u> オ・カ 略 (2) 応急仮設住宅 ア 略</p>

イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

(エ)～(キ) 略

ウ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月 1日から 9月 30日まで]	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500
冬季	円	円	円	円	円	円

イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

(エ)～(キ) 略

ウ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月 1日から 9月 30日まで]	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300
冬季	円	円	円	円	円	円

[10月 1日か ら翌年 3月31 日ま で]	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
---	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	円	円	円	円	円	円
[4月 1日か ら9月 30日ま で]	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10月 1日か ら翌年 3月31 日ま で]	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 福祉サービスの提供

(1) 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対し、応急的に福祉サービスの提供を行う。

(2) 福祉サービスの提供は、知事又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。

(3) 福祉サービスの提供は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握

[10月 1日か ら翌年 3月31 日ま で]	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
---	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	円	円	円	円	円	円
[4月 1日か ら9月 30日ま で]	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10月 1日か ら翌年 3月31 日ま で]	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

備考 略

(4) 略

4・5 略

- イ 災害時要配慮者からの相談対応
- ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）

(4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号アからエまでに掲げる場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号オに掲げる場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ 略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 739,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円

ウ 略

8 略

9 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ 略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 717,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円

ウ 略

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

- イ 文房具及び通学用品費
 - 小学校児童 1人当たり 5,500円
 - 中学校生徒 1人当たり 5,800円
 - 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

(4) 略

10 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。

(4) 略

11 略

12 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,900円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）

ウ 略

(5) 略

13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 略

14 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。

ア～ウ 略

エ 福祉サービスの提供

オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- イ 文房具及び通学用品費
 - 小学校児童 1人当たり 5,200円
 - 中学校生徒 1人当たり 5,500円
 - 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,700円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）

ウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。

(3) 略

13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。

ア～ウ 略

エ 飲料水の供給

カ 略

キ 略

ク 略

(2)・(3) 略

別表第2 (第13条関係)

実費弁償

- 1 令第4条第1号から第5号までに規定する者
(1)～(3) 略
- 2 令第4条第6号から第11号までに規定する者
略

様式第10号 (第14条関係)

実費弁償請求書

略

災害救助法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、
事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名)

(経 由)

記

1～6 略

備考 略

様式第10号の2 (第14条関係)

実費弁償請求書

災害救助法施行規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

主たる事務所の所在地

法人その他の団体の名称及び代

表者の氏名

記

1 実費弁償請求の事実

2 実費弁償請求額

円

3 協力した業務

オ 略

カ 略

キ 略

(2)・(3) 略

別表第2 (第13条関係)

実費弁償

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
(1)～(3) 略
- 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者
略

様式第10号 (第14条関係)

実費弁償請求書

略

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、
事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者名)

(経 由)

記

1～6 略

備考 略

<u>4</u> 協力した期間	
<u>5</u> 協力した場所	
<u>6</u> そ の 他	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則（平成13年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則</u></p> <p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）<u>第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6</u>に規定する証票の様式を次のように定める。</p> <p>（表面） 縦5.5センチメートル 横9センチメートル</p>	<p style="text-align: center;"><u>児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査の証票に関する規則</u></p> <p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項に規定する証票の様式を次のように定める。</p> <p>（表面） 縦5.5センチメートル 横9センチメートル</p>
<p style="text-align: center;"><u>身分証票</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p>第 号 所 属 職氏名</p> <p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律<u>第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6</u>に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">職氏名 印</p>	<p style="text-align: center;"><u>立入調査証票</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p>第 号 所 属 職氏名</p> <p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律<u>第9条の規定による立入調査又は質問をする職権を行う者</u>であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">職氏名 印</p>
<p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律（抄）</p> <p><u>（出頭要求等）</u> <u>第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する</u></p>	<p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律（抄）</p>

事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。